

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p><b>第2条</b> 当取引所は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務</p> <p>(2) <u>金融商品債務引受業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><b>第7条</b> <u>削 除</u></p> <p>(<u>相続人等に対する売渡請求</u>)</p> <p><b>第8条の2</b> <u>当取引所は、相続その他の一般承継により当取引所の株式を取得した者に対し、当該株式を当取引所に売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 株主総会において、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で、<u>金融商品市場</u>の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、取締役1名以上を選任する。</p> <p>3 前項に規定する取締役は、その在任中、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事することができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><b>第21条・2</b> (略)</p> <p>3 当取引所の常務に従事する取締役は、その在任中、<u>金融商品取引業</u>と直接関係のある業務に従事することができない。</p>	<p>(目 的)</p> <p><b>第2条</b> 当取引所は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 有価証券の売買、<u>有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引</u>（以下「有価証券の売買等」という。）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の<u>取引所有価証券市場</u>の開設に係る業務</p> <p>(2) <u>有価証券債務引受業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><b>第7条</b> <u>当取引所は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 株主総会において、<u>証券業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で、<u>証券市場</u>の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、取締役1名以上を選任する。</p> <p>3 前項に規定する取締役は、その在任中、<u>証券業</u>と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事することができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><b>第21条・2</b> (略)</p> <p>3 当取引所の常務に従事する取締役は、その在任中、<u>証券業</u>と直接関係のある業務に従事することができない。</p>

(常勤の監査役)

第31条 (略)

2 常勤の監査役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

## 第8章 取引所金融商品市場

(取引所金融商品市場)

第39条 当取引所の開設する取引所金融商品市場（以下「当取引所の市場」という。）においては、有価証券の売買等を行う。

2 (略)

第40条 削除

(取引参加者による法令諸規則等の遵守)

第42条 取引参加者は、金融商品取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「当取引所の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。

### 付 則

この改正規定は、平成19年7月17日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年9月1日にその効力を生ずるものとし、第2条第1号及び第2号、第19条第2項及び第3項、第21条第3項、第31条第2項、第8章の見出し、第39条の見出し及び第1項並びに第42条の改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第1条に定める政令で定める日から施行する。

(常勤の監査役)

第31条 (略)

2 常勤の監査役は、その在任中、証券業と直接関係のある業務に従事することができない。

## 第8章 取引所有価証券市場

(取引所有価証券市場)

第39条 当取引所の開設する取引所有価証券市場（以下「当取引所の市場」という。）においては、有価証券の売買等を行う。

2 (略)

(国債証券及び外国国債証券に係る標準物の設定)

第40条 当取引所は、国債証券及び外国国債証券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができる。

(取引参加者による法令諸規則等の遵守)

第42条 取引参加者は、証券取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「当取引所の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。